

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○県税等の収納事務の委託 (税務課) 一

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食と暮らしの安全推進室) 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (四件) () 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 () 三

○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 三

○認証食品の認証 (食産業振興課) 四

○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部改正 (農業振興課) 四

○道路の区域変更 (道路課) 五

○都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 五

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 六

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 六

○土地改良区の定款変更の認可 () 七

告 示

○宮城県告示第四百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条の二第一項の規定により、県税等の収納事務を平成二十一年三月二十五日次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託した税目

1 納税通知書により賦課徴収する次の税目

個人の事業税

不動産取得税

自動車税

鉾区税

2 1に掲げる税目のほか、納付額又は納入額が確定した徴収金を、納付書、督促状、催告書及び

減額通知書により徴収する次の税目

法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

特別地方消費税

料理飲食等消費税

産業廃棄物税

二 委託の相手方

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマーケット

茨城県土浦市小松二丁目十三番一号 株式会社コストアイースト

群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 株式会社デイリーヤマザキ

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グロースアースエーション株式会社

東京都港区六本木一丁目八番七号 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン

東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート

神奈川県横浜市中央区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ
 愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号 株式会社ココストア
 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十三番二十号 株式会社セディナ
 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス
 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ
 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

宮城県告示第四百八十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。
 平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習の開催年月日及び会場

種類	開催年月日	会 場
研修	平成二十一年八月二日	フォレスト仙台ビル（仙台市青葉区柏木二丁目二番四十五号）
研修	平成二十一年九月十七日	宮城県多賀城分庁舎（多賀城市鶴ヶ谷二丁目四番一号）
研修	平成二十一年十一月一日	東京エレクトロンホール宮城（仙台市青葉区国分町三丁目三番七号）
講習	平成二十一年八月二日	フォレスト仙台ビル（仙台市青葉区柏木二丁目二番四十五号）
講習	平成二十一年八月二十六日	宮城県石巻合同庁舎（石巻市東中里二丁目四番三十一号）
講習	平成二十一年九月三十日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四丁目一番一号）
講習	平成二十一年十一月一日	東京エレクトロンホール宮城（仙台市青葉区国分町三丁目三番七号）

三 受講料

1 クリーニング師の研修 五千円

2 業務従事者に対する講習 四千五百円
 宮城県告示第四百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五二〇〇六五八	就労支援センター ウイングル・ヒューマンサポート宮城野 仙台市宮城野区榴岡五丁目一番二十三号 仙台Kビル一階	就労移行支援	株式会社ウイングル・ヒューマンサポート	平成二十一年五月一日
〇四一五二〇〇六六六	アイネストケアサービス 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目十七番一 号 スーウッドデーハウス一〇一号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社アイネストケアサービス	平成二十一年五月十五日

宮城県告示第四百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
 平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
〇四一三〇〇二四七	特定非営利活動法人 栗原市障害者就業支援センター	NPOステップアップ 栗原市志波姫沼崎堰畑百四十三	NPOステップアップ 栗原市薬館字上高森四十九番四号	平成二十一年四月一日

宮城県告示第四百八十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により

告示する。

平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二〇〇〇五七	設置者名	柴田町	事業所の名称及び所在地	柴田町心身障害児通園施設むつみ学園 柴田郡柴田町船岡南一丁目十・三十五	変更年月日	平成二十一年四月一日
変更前	柴田町心身障害児通園施設むつみ学園 柴田郡柴田町船岡南一丁目十・三十五	変更後	柴田町児童デイサービス施設むつみ学園 柴田郡柴田町船岡南一丁目十・三十五				

宮城県告示第四百八十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五一〇〇六二七	設置者名	社会福祉法人東北福祉会	事業所の名称及び所在地	せんだんの杜中山2丁目 仙台市青葉区国見ケ丘七丁目一四一番地九号	変更年月日	平成二十一年四月一日
変更前	せんだんの杜中山2丁目 仙台市青葉区国見ケ丘七丁目一四一番地九号	変更後	せんだんの杜の子ハウ 仙台市青葉区国見ケ丘七丁目一四一番地九号				

宮城県告示第四百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告示する。

平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇四八四	設置者名	特定非営利活動法人シャロームの会	指定障害福祉サービスの種類	就労移行支援	事業所の名称及び所在地	特定非営利活動法人シャロームの会 木宮市若林区新寺二丁目三・一長屋ビル四〇二一	変更年月日	平成二十一年四月一日
変更前	〇四一五三〇〇四二五	特定非営利活動法人シャロームの会							
変更後	〇四一五三〇〇四二五	特定非営利活動法人シャロームの会							

宮城県告示第四百八十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五一〇〇六〇九	事業所の名称及び所在地	アルダンケアサービス 仙台市宮城野区平成二丁目七番三十八号	設置者名	株式会社アルダン	廃止年月日	平成二十一年四月三十日
-------	------------	-------------	----------------------------------	------	----------	-------	-------------

宮城県告示第四百八十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	平成二十一年七月二日	実施区域	登米市豊里	検査受付時間	午後一時から午後四時三十分まで	実施の場所	登米市豊里公民館入口
-------	------------	------	-------	--------	-----------------	-------	------------

2 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
なし

宮城県告示第四百九十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第四百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中
名取が丘支店 名取市名取が丘三丁目五番十七号 増田支店
名取支店 名取市増田三丁目三番六号 増田支店

を

名取支店 名取市増田三丁目三番六号 増田支店
名取が丘出張所 名取市名取が丘三丁目五番十七号 増田支店
に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年六月八日から施行する。

宮城県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年五月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 高 橋 幸 夫

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十一年四月二十九日	宮 内 光 明	栗原市瀬峰長根七十三番地	理 事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十一年四月二十九日	長 浦 信	栗原市高清水日向二十二番地	理 事
平成二十一年四月二十九日	高 橋 徳 夫	栗原市瀬峰宮田九十八番地	理 事
平成二十一年四月二十九日	高 橋 利 見	大崎市岩出山字葛岡大沢田二十八番地二	理 事
平成二十一年四月二十九日	高 橋 幸 輝	栗原市高清水浅野十六番地一	理 事
平成二十一年四月二十九日	佐々木 典 明	栗原市瀬峰野沢五十番地一	理 事
平成二十一年四月二十九日	木 村 正 文	栗原市高清水東館六番地	理 事
平成二十一年四月二十九日	高 橋 元	栗原市高清水台町四十五番地	理 事
平成二十一年四月二十九日	田 崎 敏 雄	登米市迫町新田駒林下六十五番地一	理 事
平成二十一年四月二十九日	白 鳥 誠 幸	栗原市瀬峰下谷地二番地九	理 事
平成二十一年四月二十九日	高 橋 忠 義	栗原市瀬峰大鏡山五番地	理 事
平成二十一年四月二十九日	伊 藤 薫	栗原市瀬峰泉谷五十二番地	理 事
平成二十一年四月二十九日	二 上 勝	栗原市瀬峰大鱈谷二百九十七番地	理 事
平成二十一年四月二十九日	高 橋 一 郎	栗原市瀬峰天神下五番地	監 事
平成二十一年四月二十九日	大 場 次 郎	栗原市瀬峰根岸二十一番地	監 事
平成二十一年四月二十九日	千 葉 幸 雄	栗原市高清水小山田七番地一	監 事

平成二十一年四月二十八日	高橋利見	大崎市岩出山字葛岡大沢田二十八番地二	理事
平成二十一年四月二十八日	高橋幸輝	栗原市高清水浅野十六番地一	理事
平成二十一年四月二十八日	二上勝義	栗原市瀬峰袋沢七十三番地	理事
平成二十一年四月二十八日	木村正文	栗原市高清水東館六番地	理事
平成二十一年四月二十八日	高橋元	栗原市高清水台町四十五番地	理事
平成二十一年四月二十八日	千葉秀俊	登米市南方町柳沢二十八番地	理事
平成二十一年四月二十八日	白鳥誠幸	栗原市瀬峰下谷地二番地九	理事
平成二十一年四月二十八日	高橋忠義	栗原市瀬峰大鏡山五番地	理事
平成二十一年四月二十八日	伊藤薫	栗原市瀬峰泉谷五十二番地	理事
平成二十一年四月二十八日	二上勝	栗原市瀬峰大鰯谷二百九十七番地	理事
平成二十一年四月二十八日	高橋一郎	栗原市瀬峰天神下五番地	監事
平成二十一年四月二十八日	木村敏昭	栗原市高清水桜丁十五番地	監事
平成二十一年四月二十八日	大場次郎	栗原市瀬峰根岸二十一番地	監事

宮城県告示第四百九十六号

鳴瀬川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年五月十五日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年五月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫